

那珂市議会教育厚生常任委員会記録

開催日時 令和7年6月19日(木) 午前10時
開催場所 那珂市議会全員協議会室
出席委員 委員長 寺門 厚 副委員長 花島 進
委員 榊原 一和 委員 原田 悠嗣
委員 鈴木 明子 委員 富山 豪
欠席委員 なし

職務のため出席した者の職氏名

議長 木野 広宣 事務局長 会沢 義範
次長 萩野谷智通 書記 田村 栄里

会議事件説明のため出席した者の職氏名

副市長 玉川 明	教育長 大縄 久雄
財政課長 照沼 克美	財政課長補佐 郡司 智弘
税務課長 関 雄二	税務課長補佐 小泉 友哉
保健福祉部長 生田目奈若子	社会福祉課長 猪野 嘉彦
社会福祉課長補佐 橋本 前子	こども課長 住谷 孝義
こども課長補佐 古谷 武	保険課長 横山 明子
保険課長補佐 郡司 純子	健康推進課長 玉川祐美子
健康推進課長補佐 坂本 武志	教育部長 浅野 和好
学校教育課長 会沢 実	学校教育課長補佐 大曾根香澄
副参事兼指導室長 山野邊義紀	生涯学習課長 平野 玉緒
生涯学習課長補佐 大内 秀幸	図書館長 植田 徹也

請願者 不登校親の会 Smile Cafe

会議に付した事件

- (1) 議案第38号 専決処分について(那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
…原案のとおり承認すべきもの
- (2) 議案第45号 令和7年度那珂市一般会計補正予算(第1号)
…原案のとおり可決すべきもの
- (3) 請願第4号 学校外民間施設利用者への利用料金一律補助の実現を求める請願
…継続審査とすべきもの
- (4) その他

議事の経過(出席者の発言内容は以下のとおり)

開会(午前10時00分)

委員長 皆さん、おはようございます。

本日は、教育厚生常任委員会にご多忙の中ご出席をいただき、ご苦労さまでございます。連日、猛暑が続いておりまして、もう梅雨明けかなと思わせるような異常な暑さでございます。各委員、執行部の方々におかれましては、くれぐれも体調管理に留意され、任務に当たっていただければなというふうに思います。

開会前にご連絡をいたします。

換気のため廊下側のドアを開放して、常任委員会を行います。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

会議は傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内の発言に際しましては必ずマイクを使用し、質疑答弁の際は、簡潔かつ明瞭をお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源をお切りいただくか、マナーモードにご配慮をお願いいたします。

ただいまの出席委員は6名でございます。欠席はおりません。定足数に達しておりますので、これより教育厚生常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席をしております。

ここで、議長より挨拶をお願いいたします。

議長 改めまして、おはようございます。

常任委員会も今日で3日目となります。先ほど委員長からございましたけれども、かなり気温が上がっておりますので、体調管理には十分気をつけていただきますようお願い申し上げます。

本日は、案件が2件、また請願が1件ございますので、寺門委員長の下、慎重な審議を賜りますようお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

続きまして、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

教育厚生常任委員会へのご出席、お疲れさまでございます。

委員長、議長からお話がありましたように暑さが続いております。警戒アラートは出ておりませんが、本日も暑さ指数31以上が予想されているということですので、十分ご自愛いただければと思います。

提出しております議案は、補正予算1件、それから専決処分1件の2件でございます。

慎重なるご審議のほどどうぞよろしくをお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

続きまして、教育長よりご挨拶をお願いいたします。

教育長 改めまして、おはようございます。

学校のほうですけれども、早いもので1学期も残すところあと一月余りとなってしまいました。中学校のほうで申し上げますと、5月末から6月上旬にかけて、修学旅行が実施されました。おかげさまで、大変暑かったということなんですけれども、無事、子供たちが計画したどおりの活動を進めることができたということを校長のほうから報告を受けております。

また、おととい、今週の火曜日からは那珂・大子地区の総体が始まりまして、9年生にとっては最後の総体になるかと思っておりますので、しっかり頑張っている思い出をつくってほしいなというふうに思っております。

先ほどから何度か出ておりますけれども、大変暑くなりました。熱中症対策等をしっかり行いながら、引き続き教育活動を進めてまいりたいと思っております。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

委員長 お願いいたします。

本委員会の会議事件は、別紙のとおりであります。

これより議事に入ります。

議案第45号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

財政課より一括して説明を願います。

財政課長 財政課長の照沼です。ほか関係職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第45号をご覧ください。

議案第45号 令和7年度那珂市一般会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

3ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為補正になります。

追加になります。

事項、期間、限度額の順にご説明いたします。

上から2番目になります。

小学校教育系ネットワーク運用事業、令和7年度から令和12年度まで、6,629万円。

中学校教育系ネットワーク運用事業、令和7年度から令和12年度まで、3,725万3,000円。

図書館システムリース、令和7年度から令和12年度まで、1億5,917万5,000円。

7ページをお願いいたします。

款、項、目、補正額の順にご説明いたします。

歳出になります。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費1億6,402万円。

3款民生費、2項児童福祉費、2目児童措置費19万9,000円。

3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費246万4,000円。

8ページをお願いいたします。

中段になります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費2,185万円。

9ページをお願いいたします。

下段になります。

9款教育費、2項小学校費、2目教育振興費9,144万4,000円。

10ページをお願いいたします。

9款教育費、3項中学校費、2目教育振興費5,442万3,000円。

以上でございます。

なお、図書館システムリースにつきましては、この後、担当課より補足説明がございました。よろしくをお願いいたします。

委員長 続きまして、生涯学習課より追加説明を願います。

生涯学習課長 生涯学習課です。

図書館システムのリースについて補足説明のほうをさせていただきます。

現在の図書館システムの賃貸借契約期限は令和8年3月31日までとなっており、期限までに機器の入替えを完了しなければなりません。事業者変更の有無にかかわらず、来年4月1日以降も図書館運営を継続するためには、今年度契約をする必要があります。

現在の図書館システムの賃貸借の契約額は、5年間で9,702万8,580円です。今回の債務負担行為の限度額は、令和12年までで1億5,917万5,000円で、この金額が上限額となります。

今回のシステム更新に当たっては、公正かつ透明性を確保するため、プロポーザル方式を採用します。プロポーザルのスケジュールは、今月末に募集を開始し、8月にプレゼンテーションを実施します。期間については、近隣市の同案件の実施例を参考に設定したもので、支障なく進められることを県内で採用実績のある複数の事業者を確認しております。

想定される参加事業者は、県内で採用実績があり、本市の入札参加資格者名簿に登録がある3事業者ですが、今後、3事業者以外に登録申請する事業者があれば、増える可能性もあります。

今後、事業者からいただく提案を価格の安さだけでなく、利用者と図書館双方の操作性や機能性、さらには市民サービスにつながる将来の拡張性など、総合的に比較検討し、市立図書館に最も適したシステムを選定したいと考えております。

一例として、マイナンバーカードやスマートフォンを使用した貸出しのほか、事業者によっては標準搭載でSuicaなどの交通系ICカード、nanacoやWAON、Edyなどの電子マネーカード、おサイフケータイなどに採用されている無線通信技術F

e l i C aを連携させ、通常の利用者カードの代わりにいつも持ち歩いている身近なカードを使用することもできるようになります。

これらを活用したシステムは、近隣市町村でも広がりを見せており、今後、採用する図書館が増えれば、さらに利用者の利便性が高まります。仮に手のひら認証による貸出方法から変更になった際は、ホームページやSNS等のほか、窓口でも丁寧に市民に説明し、周知を図ってまいります。

システム更新の際の休館については、これまでの更新の際も契約期限前の3月末に休館し、機器の入替え作業を行ってまいりました。今回のシステム更新でも、令和8年3月に機器の入替え作業等を行うため、約2週間ほど休館する予定ですが、利用者への影響を最小限にするため、なるべく短期間で入替え作業を完了するよう契約事業者と調整してまいります。

今回の図書館システム更新では、将来に向けた優れた提案をいただき、市民サービスの向上につなげていきたいと考えております。

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

鈴木委員 図書館のシステムリースの件なんですけれども、こちらの利便性が高まるということに関して、今まで手のひら認証でやっていて、何も持たずに行けるという利便性がかなり高かったと思うんですけれども、それから変える、そして維持費というか、そちらも高くなるということでお間違いないと思うんですけれども、そのメリットというか、利便性が高まるということがどうもまだ理解していないんですけれども、詳しく教えていただけますか。

生涯学習課長 手のひら認証のほうは、市立図書館単独で考えた場合にはとても便利なシステムかと思いますが、マイナンバーカードやスマートフォンはふだん利用する図書館が採用していれば、各図書館の利用カードを持たずに利用することができますので、いろいろな図書館を利用する方にとっては、複数のカードを持たなくていいというメリットがございます。

鈴木委員 いろんな図書館というのは、市内のということですか、公民館だったりとか。

生涯学習課長 市立図書館のほうは9市町村と連携協定のほうを結んでおりまして、近隣の市町村、そちらのほうでも利用できることとなっております。

鈴木委員 市外の図書館とも連携されているということですかね。今の状況だと、市外の図書館に行ったら、そこで申込書を書いて、そこで借りられるようにするということなんだと思うんですけれども、それがどのように変わるということですか。

生涯学習課長 今は鈴木委員のおっしゃったとおりにそれぞれの図書館のほうに行ってカード

のほうを発行していただいて、そのカードを持って貸出しのほうをするということになります。マイナンバーカードやスマートフォンでしたら、そのカードを持たずに、利用登録のほうは必要になりますが、スマートフォンだけ持っていれば、いろんな図書館で借りられるということでございます。

鈴木委員 カードをつくらなきゃいけないということなんですけれども、近隣のところではスマホのシステムがつくられてきているということなので、持つ必要はないのかなと思うんですが、今の那珂市の利便性があるって、プラス市外に行きたい方はスマートフォンでできるというのであれば、特別、那珂市も変える必要はないのかなというふうに思うのが、ごめんなさい、自分の意見でした。

委員長 ほかに。

榊原委員 今の続きなんですけれども、手のひら認証自体は、今、連携協定を組んでいる水戸市を中心とした9市町村の中で、やられているのというのは那珂市のみですか。

生涯学習課長 手のひら認証を採用しているのは那珂市のみになります。

榊原委員 であれば、今、課長のおっしゃった話なんですけれども、やはり基準を、もちろんこれマイナカードとかスマホとかICカードという形で足並みそろえていくことによって、9市町村の図書館の連携の中で自由度が高くなる。要は、ほかの那珂市民も水戸市とか、もちろんひたちなか市とかの図書館での利用が非常に利便性が高くなるという考え方でよろしいわけですね。

生涯学習課長 今、委員のおっしゃったとおりでございます。

原田委員 今の図書館のことについてお伺いしたいんですけれども、ほかの市町村、連携している9市町村でも借りられるという、スマホとかで借りられるということなんですけれども、実際、今現在、那珂市民の方でほかの市町村の図書館を利用されている割合とか、そういうのって分かっていますか。

生涯学習課長 正確な割合は分かりませんが、感覚でいうと、ひたちなか市や東海村の方が多いかなと思われま。

原田委員 ちょっとお伺いしたいのは、那珂市の図書館のサービスをそのまま手のひら認証のままにしてかつ周りの9市町村はそういったSuicaだとかスマホとか、そういったもので借りられるという、そういうふうにはできないんですかね。

生涯学習課長 事業者の提案によりますので、手のひら認証を今の事業者のほうで提案していただければ、手のひら認証が継続する可能性もございます。

原田委員 新しい事業者じゃなく、今の状態のまま、また継続というふうにした場合、この那珂市では手のひらでできて、今と同じ状態でかつ周りの9市町村では1回登録すればスマホとかで借りられるという、そういうことはできないんですか。

生涯学習課長 今の手のひら認証のほうを継続した場合でも、スマホやマイナンバーカードの登録のほうはできますので、第2、第3のカードのようなことで貸出しのほうをしてい

ただくことができます。

富山委員 現行の今の手のひら認証のシステムは、システム費用として9,700万円ということですが、この手のひら静脈システムを継続した場合、今後ね。価格というのは上がっていくのか、下がっていくのか、どのように考えておられるか。

生涯学習課長 手のひら静脈認証は、全国で本市を含め2市しか採用していないため、標準のシステムと比べますと高くなります。現行システムは近隣の中で最も高額となっております。図書館6館を抱える水戸市と比較しても約3,000万円ほど高い状況となっております。機器類や人件費等も高騰しておりますので、現システムの価格よりは高くなるかと思われまます。

富山委員 ちょっと疑問点なんですけれども、これ改めてのシステムの構築となると、確かにお金がかかっていくと思うんですけれども、既存のシステム、今までのシステムを使えば、そんなにデータの変更なんてないと思うんで、当然ながら価格も有利になって下がっていくと思うんですけれども、その辺どのように考えておられますか。

生涯学習課長 委員のおっしゃるとおり、手のひら認証のほうを継続するならば、通常、現データをそのまま使用できますので、データ移行の必要がなく、他事業者と比較した場合、その点に関しましては有利になるかと思われまます。

しかし、現在、市立図書館のデータを管理しているデータセンターは、今年度末で閉鎖することが決まっております。データのほうは、蔵書のデータと利用者データ、あと手のひら静脈データの3種類のほうがございますが、手のひら情報のデータは新しいクラウドのデータ形式に対応していないため、手のひら認証を継続した場合でも、再登録が必要となるということを事業者のほうから聞いております。

富山委員 これ何人ぐらいの手のひらの認証の再登録が必要になるのか伺います。

生涯学習課長 現在、手のひら静脈認証で登録している方は約3万人いらっしゃいます。

富山委員 これちょっと思うところなんですけれども、データ移行って業者をお願いすることはできないんでしょうか。

生涯学習課長 手のひら認証のデータ移行を事業者に依頼した場合なんですけれども、多額の費用がかかるということで聞いております。

富山委員 多額のその多額というのを伺いたいたいんですが。

生涯学習課長 概算の見積りになります。約2,000万円ほどになります。

富山委員 それは新たなシステム構築のプラスにデータ移行料としての多分2,000万円だと思わうんですね。そうするとまたさらに9,000万円プラス2,000万円、1億1,000万円という。確かに予算内で上限は超えないですけれども、ちょっと高いような気がします。

あと、この間の全協なんかでもそうなんですけれども、貸出方法の変更というのはサービスの低下を特に招く、子供たちとかお年寄りに優しくないという意見が全協でありましたが、近隣なんかで行っている電子図書館と連携したり、開設すれば、かなりの効果

が見られると思いますが、その辺どうでしょうか。

生涯学習課長 委員のおっしゃるとおり、電子図書館はIDとパスワードのほうを入力すれば、既にお持ちのスマートフォンやパソコン、タブレットなどをはじめ児童生徒が使用しているGIGA端末、こちらのほうでも利用することができます。なので、お子さん一人で図書館のほうに来館することなく、本のほうがご自宅でも読めるということになります。

また、電子図書館のほうは、文字の拡大機能とか音声の読み上げ機能などもございまして、高齢者の方にもご利用いただけるものと考えております。

現在、市立図書館のほうでも電子図書館導入の検討のほうをシステムとは別に進めております。

富山委員 ちょっと再確認なんですけれども、これパソコンのない家庭なんかでもそうなんですけれども、今、子供たちに渡しているタブレット端末で電子図書館に入っていけるということによろしいでしょうか。

生涯学習課長 学校で使用しているGIGA端末、こちらのほうでも利用できます。

原田委員 すみません、確認なんですけれども、手のひら認証、今の現行のものを継続するとすると、再登録してもらう必要が出てくると。再登録する場合は9,000万円ですけれども、業者へ委託してデータを移行してもらうとなると9,000万円プラス2,000万円の1億1,000万円という、そういう認識ですか。

生涯学習課長 9,700万円というのは現行システムの金額となりますので、これからご提案いただくので金額のほうは分からないんですけれども、プラス2,000万円ということになります。

鈴木委員 電子図書館とシステムの移行というのは別の話ということによろしいですね。そうしたら、データセンターが今年度までということなんですけれども、データの移行で、今の段階で2,000万円かかる。大体1億1,000万円ですけれども、その新たなシステムを入れるとなると、1億5,000万円以上かかるということによろしかったですか。上限としては1億5,000万円かかるということですよ。

生涯学習課長 上限額になりますので、上限で1億5,000万円となります。

副委員長 いくつか分からないことがあるんですが、まず、現在手のひら認証をやっている会社が同じく手のひら認証で提案してくるという可能性はあるんですか。

生涯学習課長 そのあたりは事業者のお考えになるかと思いますが、ゼロではないと考えております。

副委員長 ゼロではないという、それはそうでしょうけれども、ちょっと私分からないのは、まずこういうのを、クラウドを利用したサービスを使っていたということがちょっと納得できない。那珂市でクローズしている話でしたよね、本来は。それから、そういうサーバーが閉鎖されたら、当然サービスが受けられなくなる。これが1つ理解できない。

前の仕様ですけれどもね。

それからもう一つは、データ移行に1回1回再登録というのはちょっと理解できないんですよ。それはおかしい。私もコンピューター関係もやっていたんですけれども、画像ですよ、もともとはね。それを何らかのツールを使って、仮にシステムは違って、移行できなかつたらおかしいんですよ。だから、来館者3万人登録を再度やってもらうなんてばかな話はないと思うんですが、その辺はどう考えていますか。

生涯学習課長 業者に移行のほうをお願いすることは可能ですけれども、もし2,000万円のほうもお支払いしないということになると、再登録ということになります。

副委員長 つまり再登録に近いデータ移行しても2,000万円という、それだったら分かります。

もう一つの質問ですが、手のひら認証をやめてほかのものを導入、やめるかどうかは別にして、ほかのものを導入するメリットというのがいま一つ分からないんですよ。どういうメリットが、例えばスマホを使えるだの、何だ、Suica、ほかじゃないかって思うんですけれども、正直言って。関係ない、そんなもの。と思うんですが、そういう認証以外のメリットというのは何があるんでしょうか。

生涯学習課長 読書推進サービスという機能もございます。こちら各事業者いろいろありますので、こちらご提案のほうで、市立図書館に合ったものを選んでいきたいと考えております。

副委員長 読書推進サービスって何ですか。

生涯学習課長 マイ本棚と言って、自分の読書履歴を保存したり、あとはお気に入りの本を登録したりといった機能とか、あとは読書マラソンと言って、自分で読書の目標を決めて設定して、読書に励むというサービスでございます。

副委員長 これは意見ですが、大したことはないですよ、そんなものは。だから、基本の使い勝手とか使いやすさとか、あとは最後は価格で最終的に決まると思います。今これこれにしたいという提案ではないので、別に反対しませんが、よく考えてシステムを選択していただきたいと思います。

委員長 ほかに質疑よろしいですか。

(なし)

委員長 では、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(「図書館以外で質問は」と呼ぶ声あり)

委員長 図書館関係の質問は終了いたしました。

予算関係全般で質疑のほうを続けます。

原田委員 じゃ2点質問なんですけれども、衛生費のほうで予防接種事業ってあると思うんですけれども、これは新型コロナワクチンの接種の委託料ということだと思っ

ども、具体的にどういった内容なのかなというのを教えてください。

健康推進課長 健康推進課です。

今、委員がおっしゃられたとおり、この予防接種の委託料に関しましては、新型コロナワクチン接種に係る委託料になります。昨年度から65歳以上の方が定期接種となっておりますので、定期接種を受ける65歳以上の方の予算となっております。

昨年度の接種率、そちらのほうが、新型コロナワクチンにつきましては23%の接種率でしたので、今年度も同様の率、人数に掛けまして、こちらの予算を計上させていただきました。

以上です。

原田委員 これは接種をする医療施設に対する委託料という感じで大丈夫ですかね。

健康推進課長 そのとおりです。

原田委員 ありがとうございます。

あともう一点お聞きしたいのは、教育用コンピューター管理事業、教育費のところですかね。これは具体的にどういった事業なのかなというのを教えてください。

学校教育課長 学校教育課です。

こちらのほうは現在学校で使用しておりますネットワークシステムが今年度で契約期間が満了になるために更新するものでございます。こちらのほうは児童生徒の学習系のシステムと、あと、教員が校務で使用している校務系の運用に係るものでございます。

以上です。

原田委員 学習系というと、グーグルとか……。何ですかね、学習系のシステムって、具体的に。お願いします。

学校教育課長 G I G Aスクールで整備しました1人1台のタブレットの接続系のネットワークシステムでございます。

以上です。

委員長 ほかに質疑ございませんか。

(なし)

委員長 では、補正予算のところ、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

討論ございませんか。

原田委員 反対で。

私は、今回のこの補正予算について反対の立場から討論させていただきます。

いくつか理由があるんですけども、1点目は衛生費の予防接種事業のほうで、こちらは新型コロナワクチンの委託料ということなんですけれども、これは私前々から申していますが、この新型コロナワクチンに関しては副反応疑い報告による死亡者の件数が2,283件と、あと予防接種健康被害救済制度、こちら1977年から始まっている約48年間に

わたる事業なんですけれども、これ過去の新型コロナワクチン以外の予防接種ですと163件、死亡認定で認められているところ、新型コロナワクチンだけで1,018件、死亡認定で認められているということ。あとは、新型コロナウイルス感染症対策分科会の元会長、尾身茂さんが先日テレビ番組で、新型コロナワクチンは感染防止効果、感染を防ぐ効果は残念ながらあまりないという発言をされたことなどから、この新型コロナワクチンに関する補正予算ということで反対したいなということなんです。

あとは、やっぱり図書館のほうも、市民サービス向上というところも理由かなと思うんですけれども、やはり私、手のひら認証のほうが市民のサービスとしては優れているなというふうに思いますし、先ほど、私の理解ですと、那珂市では手のひら認証を継続したままほかの9市町村では別途、カードで登録すればカードでの貸出しとかが可能というふうに私はちょっと理解しているんで、そういったことから、こちらの補正予算には反対という立場でいたいと思います。

以上です。

鈴木委員 私も反対の立場なんですけれども、私は図書館のシステムリースに関して、利便性が高まるということがやはり自分の中では納得していないことになります。そこで多額の金額を使うということに対しては反対したいと思います。お子様や高齢者の方々が市外の図書館に行く割合というのはどれぐらいあるのかと考えると、やはり市内の図書館で今までどおりできることができなくなるというのは、本当にデメリットでしかないのではないかなというふうに思っております。

榊原委員 じゃ私、賛成のほうで討論させてください。

図書館システムなんですけれども、やっぱりユニバーサルな考え方でいくと、他市町村とかと連携を組むというところがまず重要だと思いますし、どっちみち結局手のひら認証を継続するにしたって、期間が決まっているところの話であって、予算はある一定以上ってかかるわけじゃないですか。となれば、やっぱり新たなちょっとシステムで連携取れるようなユニバーサルなものを採用するべきじゃないかなと私個人は思います。

以上です。

委員長 ほかがございませんか。

副委員長 私もいくつか意見を言いたいと思います。

まず、新型コロナウイルス関連のことですが、私自身はコロナワクチンの有効性についてはかなり疑問に思っています。ただ、この事業は全員に強制するものではないし、何ていうかな、やりたい人だけやるというわけですから、コロナワクチンの効果、効果はもともと感染後の効果はほとんどないと言われていまして、重症化のリスクを防ぐというだけ言われていました。ただ、過去のデータを見ると、むしろ感染しやすくなるという傾向がみられている懸念があります。ですから、とにかく希望者にだけやるということなので、特に反対はいたしません。

それから図書館については、手のひら認証をやめると決めたわけではなくて、単なる更新のためのデータで、手のひら認証以外のシステムも検討するというものだとは認識しています。ですから、ここでもし反対するとすれば、そもそも更新についてどう考えるかということの方針が全然違うぞという意見かなと思うんですね。私はそこまでは反対しません。

ただ、今までのシステム管理のやり方とか維持のやり方には、先ほど申しましたように若干疑問を持っています。その背景には、コンピューターシステムとかそういうものを理解する、あるいは管理する能力を持つ人員を市の経費で雇えないということがあると思うので、世の中の流れとしては一定程度しようがないと思いますが、そういう批判はありつつも今回の提案を求めるためのプロポーザルを求めて、その結果決めるという予算には賛成いたします。

以上です。

富山委員 私も賛成の立場で、図書館費です。今の随意契約という契約の仕方が決まっているものではない。1者のプレゼンだけで終わってしまうという随意の形が果たしていいものなのかと考えれば、やはりここはプロポーザルでもいいから、まず話を聞いてみるという。変える、変えないはまだ決めていない状況なのでしょうから、その話を聞くという前提での今回のお話だと私は思っておりますので、私はいいと思っております。

以上です。

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第45号を採決いたします。

採決に際しましては、挙手により採決をいたします。

議案第45号に賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 賛成多数と認め、議案第45号は可決すべきものと決定いたしました。ありがとうございます。

暫時休憩します。執行部の入替えをお願いいたします。

休憩(午前10時38分)

再開(午前10時41分)

委員長 それでは、再開します。

請願第4号 学校外民間施設利用者への利用料金一律補助の実現を求める請願を議題といたします。

時間の都合上、請願の朗読は割愛させていただきます。

この件につきましては、請願者より内容説明の申出がございましたので、説明をいただいた後、内容について審査を行う形といたします。

それでは、請願内容の説明を5分程度でお願いしたいと思います。

請願者 本日は、お時間をいただきありがとうございます。那珂市で不登校の親の会を主催している佐藤雅代と申します。

早速ですが、皆さんのお手元にお配りしました資料1のグラフのとおり、不登校の数は年々増加しており、高校生も合わせますと40万人以上と、決して特別な話ではありません。これは本人や家庭だけの問題ではなく、社会全体で受け止め支えていくべき課題です。また、資料2にもありますように、文部科学省が提示しているCOCOLOプランでは、誰ひとり取り残さない学びの保障が重要な目標として掲げられています。今回の請願は、その理念に沿った内容であり、子供たちの学びと育ちを社会全体で進める仕組みづくりを求めています。

今日は、那珂市で実際にあった不登校のケースとして、まず私のほうからお話をさせていただきます。

私の子供は小学校1年生のときに学級崩壊をきっかけに不登校になりました。小学校では勉強することを楽しみにしていたのに、実際は暴言、暴力などがあり、とても安心して過ごせる場所ではありませんでした。学校に別室などで過ごせないかと相談しましたが、空き教室もなく、子供が安心していられる場所は、そのとき学校にはありませんでした。当時は、那珂市には民間の支援施設はなかったため、家で自分で子供を見るしか選択肢がなく、私は仕事を辞めざるをえませんでした。このように、不登校になると家庭の収入が減ってしまうにもかかわらず、学校以外の学びには余分なお金がかかるという厳しい現実があります。

次に、中学校の現状を教員でもある畑中さんが家庭と学校、両方の視点からお話いたします。

説明者 ひたちなか市のほうで中学校の非常勤講師をしております畑中香織です。

まずは、佐藤さんの娘さんや私の娘が、ただのデータではなく、実際にここのすぐ近くに住んでいる普通の中学生だということを深くご理解いただきたいと思います。

私の娘は、昨年、晴れやかな入学式を迎えました。しかし、現在、週に2回ほどしか学校に通えず、私たち家族は大変残念に思っております。ふだんはにこにこして好奇心も強いほうです。昨年はオークリッジとの交換留学にも参加させていただきました。登校しづらいははっきりした理由は、私のほうは、本人も分からないようです。

昨年、那珂市で行われた講演会では、中学校では担当の先生が教科ごとに替わる、先生によって言うことが変わるなどで不適應を起こすお子さんがいるとのことでした。実際、私の娘も校内フリースクールですら、先生が替わるから行きづらいいと言います。保健室ですずっと同じ先生のそばにいるほうが落ち着くようです。

この行きづらいというのは、めまいがしたり、立てなくなったり、息が荒くなったり、激しく泣いたりという様子で、決して理由なくサボっているわけではありません。それほどまでつらいと本人は感じてしまうのです。皆様には、足に大きな切り傷がある状態

で歩こうとして体重をかけると、痛っとなると思うんですけども、そのような状態だと思ってもらえると分かりやすいと思います。学校に通おうとするたびにそんな状態になるなら、本当に行くのが嫌になってしまいます。これが長期化の原因の一つかと私は考えます。

当方は幸いにも思春期外来で予約が取れ、お薬をもらっていますが、なかなか診察も進まないのが現状です。本人は、校外のフリースクールより、もともと友達がいる学校に行きたいと言います。私も職業柄、家庭での学びの限界も感じ、ぜひ学校のサポートを享受したいと思っています。しかし、現状、校内フリースクールにもオンライン授業にも適応できず、学業面ではとても不安です。そこで、校外のフリースクールの選択肢も浮上するのですが、佐藤さんの言う家庭の収入が減ってしまったのに支出が増えるという壁が立ちはだかるのです。

また、学校現場にいる側からすると、校内フリースクールによる生徒への個別対応が先生方に大きな負担となっていることもよく分かります。そんなにまで頑張っていたとしても、それでも娘のように通えない子もいる。本当に難しい問題だと思います。

請願者 不登校の原因というのは本当に様々で、学校の建物に入ること自体が難しいという子も一定数います。だからこそ校内だけではなく、校外の居場所支援を同時に進めることが必要です。

現在、ありがたいことに那珂市にも民間の支援施設が3か所あります。仮に定員50名全員に月2万円の補助をしたとしても、年間で1,200万円と、市全体の予算規模から見ても比較的コンパクトな支援で、家庭はもちろん学校の先生方にとっても非常に大きな助けになるのではないかと感じています。私たち市民だけの力では限界があります。しかし、行政の皆様と力を合わせることができれば、一人一人の子供に合った学びの選択肢を現実のものにすることができます。

今日は、同じ思いで傍聴席に入り切らないくらいたくさんの方が来てくれました。この場には来れませんでした。ほかにも心から賛同してくださっている方がたくさんいらっしゃいます。今回の請願が、那珂市が誰ひとり取り残さない学びの保障に本気で取り組んでいるという希望のメッセージになることを願っています。どうか、市民と行政が共に子供たちの未来を支えていけるように、この請願へのご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

委員長 では、説明をいただきましたので、ただいまの説明につきまして、委員より質疑のほうはございませんでしょうか。

原田委員 質問なんですけれども、現状、校内フリースクールも利用されているというお話だったかと思うんですけども、ちょっと校内フリースクールの実情を私、しっかりと、申し訳ないですけども、把握できていないもので、校内フリースクールを見ている方というのは、お話だと先生が入れ替わりで見ているという話だったと思うんですけど

も、そこをちょっと具体的に教えていただいてもいいですか。

委員長 説明員の方、どうぞ。

説明者 私が答えさせていただきます。

私の娘は、校内フリースクールに私が参加させたかったんですけども、実際、参加できないということで、利用はしていないんです。私が知っているのは、私が勤めている学校、いくつかあるんですけども、その校内フリースクール、去年とおととしと今年ですね、そのあたりのひたちなか市の状況なんですけれども、いや、那珂市も同じです。ほぼ同じなんですけれども、空いた時間がある先生が、その時間にやってきて見てくださるという状況なんですよね。だから、いろいろな方がいらっしゃるという状況です。そして、校内フリースクールの中だと、同じ生徒に……、いや、フリースクールにいる子というのが本当にやはりそれぞれ個別対応が必要な子であるので、1人の先生が見るというのもなかなか難しいんです、現状は。人数が少ないから1人に任せられるのは当然といえば当然なのかもしれませんが、教員としては、その1時間ごとに、そのときその子たちは取り組める内容も違うし、1時間ごとにみんなのいる授業に入れたり入れなかったりという現状があるんですね。それに対応するだけでも、あ、そうなんだ、連れていかなきゃという感じになって、こっちに行って、でもこっちにまだ生徒いるみたいな感じで、常に時間に縛りもなくずるっと働いてしまうので、とても負担なんですよね。

そして、とにかくそれぞれ個性的な生徒が多いので、かなり複数クラスにできれば分けたいと現場は思っているんですけども、もうそもそも専任の担当者もいないので、かなり学校的には負担があるんじゃないかなと思います。

原田委員 ありがとうございます。

私も元教員なので、非常に現場のことを思い出してあれなんですけれども。おっしゃるとおり空きこまって本当に貴重であって、本当空きこまがあったとしても、そこに雑務が入ったりとかで、実際、空きこまとして使えなかったり、事務作業とかする貴重な時間というふうに先生にもなっている中で、そこを校内フリースクール対応となると、非常に先生の負担にもなるなと思うことが、まず今伺って1点あるのと、あともう一個伺いたいのは、分かればなんですけれども、校内フリースクールの中で、実際、子供たちってどういう活動をしているのかということですね。それもちょっと伺いたいなと思います。分かればお願いします。

説明者 私が知っているのは、私は美術の教員なので、美術をやっているときもあるなと思いました。美術をやりたいときは、できるときはその子たちもやったりするんですけども、授業は、学業はちょっと、やはりワークを進めるなどはちょっと拒否するお子さんが多いかなと思うので。なかなか本当に難しいんですよね。先生のほうで、僕は英語ができるからといって英語をやってくれる先生もいらっしゃるんですけども、誰も

がそういうふうにはできるわけでもないです。中学校は特に専任制なので、ごく一般的な内容はほかの科目でももちろん教えることができますけれども、なかなか難しいですよ。

この前、私が教えていた授業に来られないといったお子さんも、美術のプリントをやらせてくださろうとしたんですけれども、なかなか専門用語も多くて、やはり他科目の内容を教えるというのは難しいかなとは思いました。

原田委員 ありがとうございます。

私も、もし自分が校内フリースクールに行ったらどうするかと考えたら、やっぱりできることといたら、読書させたり、お絵かきさせたり、またプリントさせたりとか。多分、学年も一人一人の個性もばらばらな状況の中で見るとなったら、それぐらいしかできないかなと思ってですね。また、学校の範疇を超えた活動というのはなかなか難しいのかなというのを印象として持ちました。

ありがとうございました。

榊原委員 畑中さん、お子さんはひたちなか市ですか。

説明者 那珂市、那珂一中です。

榊原委員 那珂一中ですか。ちょっと実は昨年、校内フリースクールの空調の件でね、いろいろ校内フリースクールの件は調べさせていただきました。それで、私、実は額田なんだけれども、二中の校長先生なんか、よくその件で話をさせてもらいました。ほかの中学校はちょっと分からないです、二中の話なので、二中はもう専属で完全にフリースクールに1人ついているんですよ。校長とも僕、懇意にしているんで、よく話を聞いたんだけれども、校長の考えかもしれない。その校長が言うには、基本的には学校に来づらい子に学校に来てもらうための教室だというふうにもう公言していますので、学習のプリントだとかそういうものって、もう基本的にはこれをやりなさい、あれをやりなさいではなくて、あくまでもやりたいことをやってくれという形で、学校へ来させることが目的だというふうにおっしゃっていました。

勉強に関しては、いいんです、1年ずれたって、2年ずれたって、やろうと思ったときにできるんですという考え方のスタイルでいっていますというふうに聞いていますので、基本的には、やっぱり来させるための教室。それで、昨年なんですけれども、ちょっと具体的な人数を出していいのかどうか分からないんだけど、かなりの数の生徒、来れるように実はなったんですけれども、エアコンがないがゆえに暑くなって来なくなっちゃったということが実はあったんですよ。

ですので、そこのところを踏まえて、校内フリースクールの昨年4月からの設置に関しては、僕の認識の中では非常に有効かつ、対策としては非常に有益に働いているなという印象ではあります。

以上です。

富山委員 1つ、背景についてお伺いしたいんですが、これ不登校親の会 Smile Cafe、那珂市なんですが、他市町村に同じような請願というのは提出していますか。

請願者 私が提出ということですか。

富山委員 同じような団体でも結構です、他市町村に同じような案件で、他市町村に提出していますかということ。

請願者 私が把握している限りはつくば市で陳情書が出て、それで実現したと把握していません。

富山委員 さらにちょっと踏み込んで、なぜつくば市がこれをお受けになったかという背景なんて分かりますか。

請願者 実現した背景ですね。市長がすごく理解のある方で、まずやってみないと分からないじゃないですか。まずやってみようということで、いろんな問題はあったんですけども、議論を重ねて、問題が起きたら、その都度修正していこうということで、先ほど校内フリースクールの話もありましたけれども、そこに行けない子たちは、じゃどうするんですかということで、取り残しなく子供たちを助けていけるようにということで、市長が結構進めてくださったようです。

富山委員 さらにもう一点、これ文章だけを見ちゃうとですよ、今説明するといろんな思いは分かりますけれども、文章だけ見ちゃうと、これ支援制度の創設なのか、民間施設へ通うための2万円の補助がというのが、分かれるんですけども、これどっちに重きを置いて考えておられるのかなというのは。

請願者 同じことのように感じるんですけども。

富山委員 私らが考える部分には、学校民間施設利用者利用料金の一律補助という言葉にどうしても引っかかる部分があって、いろいろ様々な理由で来れない方々もいるという中で、全部一律に、学校に通えない子たちに全部一律で同じ金額を補助してもらいたいがゆえの請願なのか、それとも支援制度を創設してほしかったための請願なのかというのがちょっと、文章だけではちょっと分かりづらい部分があったんで、お聞きしたいなと思っていました。

請願者 すみません、多分、請願文のほうでもしかしたら誤解を招いてしまったのかもしれないんですけども、子供全員にというような一律ではなくて、今、県のほうで多分、補助はあるんですけども、そちらが非課税世帯のみということで、フリースクールに通っている子に一律にということです。すみません、誤解を招いてしまったかもしれません。

鈴木委員 先ほどおっしゃったように茨城県でも1万5,000円最大ということで、非課税世帯の方だったりとか、補助があると思うんですけども、那珂市に住んでいる方にはプラス5,000円と……、何ていうんですか、その非課税世帯の方以外にという、それは2万円という、1万5,000円ととかでもなく2万円という、その根拠とかというのはあります

か。

説明者 今、那珂市では最大3万円かかるんですね、フリースクールに毎日通うとなると3万円かかりまして、もし2万円出ますと、公立の学校に通うのと同じぐらいの金額で通えるということと、つくば市の前例で、多分いろんな議論がされての2万円なのかなと思って、一例ですけれども。

鈴木委員 校内フリースクールも先生方が替わりばんこでということだと思うんですけれども、人員がいなくてということで。やっぱりスクールカウンセラーだったりとか、スクールソーシャルワーカーだったりとかの人材育成というのもすごく必要なことだと思っているんですけれども、民間のフリースクールの方に限っては、人員というのは十分に足りている状況ということなんでしょうか。

市内に3軒あるということなんですけれども、その民間のフリースクールの人員というのは、やはりいろんな方々がいるということで、先ほど校内フリースクールのほうでも人員不足でということだったと思うんですが、民間の場合は、そこが充実して、その子がやりたいことができる環境にあるということでしょうか。

委員長 ちょっと時間もあれなんで、質問のほうに限定して。

ほか。

説明者の方、どうぞ。

説明者 全員が足りているかどうかというのは、すみません、私どものほうでは把握しておりませんが、そもそも校外のフリースクールに行っている子が少ない現状があるのかなと。私どもが言いたいのは、つまり校内のフリースクールはすごくすばらしいと思っているんですよ、もちろん思っているんですが、できればいろんなところに分散して、各自合うところ、お子さんたちがそれぞれ合うところに行けたらいいなと、それを課税、非課税世帯分けずに、みんなそれぞれなるべく通えるところに行けたらいいなと思っていますということですよ。

鈴木委員 選択肢が広がるというのはすごく大切なことだと思っております。ただ、非課税世帯の方には茨城県から1万5,000円ってということなんですけど、じゃそれ以外の方、もっと収入が多いということですね、非課税世帯じゃない方ということなので。その方にプラス、市として2万円払いますというところの根拠、さきほどもちょっと似たような質問になってしまうんですが、その根拠というのを教えていただければと思うんですけれども。

説明者 じゃ私のほうから。

根拠という意味がちょっとあまりよく分からないんですけれども、非課税世帯じゃない世帯も税金は払っているので、できれば同じように補助を受けたいと思います。

原田委員 ちょっとお伺いしたいんですけれども、民間のフリースクールに、さっき少ないっておっしゃったんですけれども、今どれぐらいの人数が通われているかって、もし分か

れば教えていただければ。

請願者 那珂市から那珂市の通っているという人数は一応調べたんですけども、現在合計12名通われているそうです。なので、もし、現在12名に全員に払ったとしても、年間では288万円という予算になります。

原田委員 ありがとうございます。

あと、もう一点お伺いしたいのが、僕はフリースクールやっている方、県外の方ともいろいろ知っていたりはするんで、活動内容、大体分かっているんですけども、やっぱり那珂市内で民間のフリースクールをやっている中で、具体的にこういった活動とか取組をされているというのとかをご存じなものがあれば教えていただければと思います。

請願者 私も3か所の方とお話はさせていただいて、例えば、一番最初にできた自由の学校というフリースクールは、ビーチクリーンを毎月していますとか、そういう取組でいいんですか。ごみ拾いとか、そうですね。あと、その次にできたのがとんぼ塾というところで、畑があったりとか、一緒にご飯を作って食べたりというところから勉強、塾もやっていたらしゃるので、勉強につなげていったり。一番最近できたのはサドベリースクール edit というところで、子供たちの本当に主体性を大切にしたい取組をされております。子供たちのやりたいことを軸に応援してサポートするという形を取っています。

原田委員 私も知っている子とかで、民間のフリースクールへ行って才能が開いた子とかもたくさん知っていますし、やっぱりそういう多様な学びができる機会というのは民間のフリースクールならではのふうにも思っています。

あと、それと同時に、さっき非課税世帯の話もありましたけれども、非課税世帯って所得135万円以下の世帯だったと思うんですけども、やっぱりそれより上でも結構、フリースクール通わせたいけれども、お金の面で苦しいという声とかも伺ったりするので、その辺は私も、うんと思っているところでございます。

副委員長 提案者の方の1人の方から、不登校になったきっかけが学級崩壊とおっしゃったと思うんですけども、どういう崩壊だったんでしょうか。

請願者 最初は、うちの子もちょっとおなかが痛いとか、私も気づかなかったんですけども、あるとき授業参観に行ったら、授業になっていないという感じで、一部の子たちがすごく暴言がひどくて、そういった言葉を聞くのもすごい嫌で、先生たちもそれを怒ったりしているのも、自分は怒られていないけれども、すごくつらくて行けなくなったという感じなんですけれども。授業も崩壊したりしていたり、先生に対してもすごいちょっと口が出せないようなことを言ったりとか、子供が本当に階段から突き落としたりとか、そういうこともありました。

副委員長 それは、そのことだけで不登校とは別にすごく重大なことだと思えますよね。そういうときに市の対応はどうだったでしょう。

請願者 市は、私も教育支援センターまでは相談したんですけども、市で何かしてくれたと

いう感じはないです。

委員長 では、以上で説明者への質疑を終了といたします。

暫時休憩します。再開を11時20分といたします。

休憩（午前11時07分）

再開（午前11時18分）

委員長 それでは、20分には早いんですが、再開いたします。

これより請願の内容について、学校教育課より現在の状況の説明をお願いします。

学校教育課長 学校教育課長の会沢と申します。ほか課員2名が出席しております。どうぞよろしくをお願いします。

それでは、本市の不登校児童生徒の状況、あるいはそれに対する対応、加えまして、県や近隣の状況などについてご説明させていただきます。

まず初めに、本請願に込められた願いと、その背景にある保護者や関係者の真摯な思いを受け止め、不登校という課題に対して、行政や学校だけでなく、地域や民間の支援による包括的な対応が必要だという視点は極めて重要であり、学習の場の選択肢が増え、本請願の趣旨にある全ての子供たちが学びや社会とつながる状況を実現したいという理念には、我々も共感するところであります。

その上で、本市の不登校対策の状況のほうを説明させていただきますと、不登校の出現率といたしましては、小学校が1.0%、中学校が4.6%、合計2.2%となっております。これは全国の3.7%、県の4.0%と比較しますと大変低い割合とはなっております。これは、本市が取り組む小中一貫教育の成果の一つでもあるかなというふうに捉えております。

しかしながら、ご指摘のとおり令和6年度、80名を超える児童生徒が30日を超える欠席日数で不登校状態となっていることから、本市では次のような対策を中心に行っております。

まず、校内の不登校に関する支援体制の充実についてでございます。

校内の支援体制を充実させ、休みが目立ち始めた初期の段階でケース会議によるアセスメントを行い、対応方針の決定をいたします。必ずしも学校復帰のみを目標とするのではなく、学習機会の確保に向け、教育支援センターをはじめとした様々な機関と連携を行うことや校内フリースクール、授業の配信やオンライン学習を充実することで支援を継続しております。

学校復帰を目的とはしないとはいえ、担任の先生をはじめとして、現場の先生方は家庭訪問や放課後登校、そういった対応、あるいは課題の選定や評価など、様々な関りを行いながら、全ての教職員が、できれば学校に来てほしいと願っているところでございます。

次に、居場所づくり、これは校内フリースクールについてでございます。

安心して過ごせるスペースとしまして、教室、保健室以外の第三の場所として、学校内

の居場所、校内フリースクールとして全中学校に設置をしております。校内フリースクールでは、授業の配信を受け、タブレットで授業を受けられるようにしたり、さらに自分のペースで学習したいという児童生徒に対しては、学習支援サイトやAIドリルの活用などにより学習環境のほうを支援しているところでございます。

こういった校内フリースクールの成果でございますが、学校に居場所をつくることで安心して登校ができることができるようになった結果、校内フリースクールを設置しました中学校では、設置前の年度よりも不登校者数が減少しております。多いところでは、1日平均3.7人が利用している状況でございます。また、フリースクールの設置前から比較しますと、学校に登校する日が明らかに増え、午前中から登校することができるようになったといったケースもございます。

県の不登校児童生徒支援加配の教員が昨年度は2校、配置されておまして、校内フリースクールに加配の教員のほうが常駐したりというようなところで、その対応に当たっているところもございます。

校内フリースクールでの活動の様子についてでございますが、1人で過ごしたい生徒もおりますので、パーティションで区切りましてスペースを確保しております。また、広いテーブルやソファを用意している学校もございます。そこで生徒同士の交流を楽しむ姿なども見られております。生徒自身が生活や学習を計画し達成することで自己肯定力を高めているところもございます。フリースクールにしながら授業の配信を受けたい場合には、授業をやっている先生と調整しまして、タブレットにより受信しながら授業を受けるといったケースもございます。

そういった活動によりまして、表情が柔らかくなり、教師や友達との会話が增え、笑顔で過ごすことができるようになったというようなケースもございました。

次に、市の教育支援センターについてでございます。

那珂市教育支援センターは、社会的自立に向けた心の居場所づくりや広範囲の支援のコーディネートを主な役割といたしまして、保護者、あるいは本人が相談しやすくする環境を整え、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが常駐しまして、専門的な助言などを行っております。

適応指導教室のひまわり教室では、学校復帰や社会的自立に向けて適応力を高めるために様々な体験活動やソーシャルスキルトレーニング、学習支援や運動なども行い、通室した日は学校の出席扱いとしております。通級のためには、安価で利用できるひまわりタクシーのほうも利用が可能となっております。

次に、不登校児童生徒の主な連携先についてでございます。

様々な機関とつながりを持ちながら不登校支援に当たっておりますが、その連携先としましては、不登校児童生徒のうち45%程度が校外の関係機関と連携をしております。その内訳としましては、市の教育支援センターが32%、病院等の医療機関が7%、民間フ

リースクール等が1.1%などとなっております。また、55%の児童生徒につきましては、担任以外の校内の職員とつながっておりまして、その内訳としましては、養護教諭が27.4%、スクールカウンセラーや心の教室相談員が21.4%、校内フリースクールが6%などとなっております。担任の先生以外どこにもつながっていないというような児童生徒はおりません。担任の先生1人が抱え込むのではなく、組織的な対応をしているところでございます。

次に、心の教室相談員につきましてでございますが、児童生徒の気軽な話し相手としまして、心の教室相談員を各学園に配置し、日常生活に起因する悩みやストレスの軽減を図っているところでございます。配置日数は、学園に対して週2から3日程度となっております。常駐しているというわけではございませんので、学校現場のほうからは配置日数の増加などができないかといった要望のほうも来ているところでございます。

次に、未然の防止についてでございます。

分かる授業、楽しい授業や様々な学校行事などを通じまして、魅力ある学校づくりが一番の不登校の未然防止というふうに考えております。また、心の教室相談員やスクールカウンセラーに相談することで、ささいな悩みなどにも細やかに対応することができ、欠席が30日を超える前に、学校に通えない原因を少しでも取り除くことも未然防止につながると考えております。

次に、出席の扱いについてでございます。

市の教育支援センターや民間のフリースクール、ICTを活用した学習活動などを行った場合、その内容を把握した上で出席扱いとすることや学習の評価を適切に行い、多様な学びの場における教育機会のほうを尊重しております。

次に、本市の民間フリースクールとの連携についてでございます。

昨年度、本市において必要な指導、援助と積極的な連携を目的としまして、不登校児童生徒を支援する民間施設に関するガイドラインを策定いたしました。これに基づき、児童生徒が民間のフリースクールを利用する際には、学校から教職員が訪問し、施設の概要や活動方針、指導内容、費用面についても把握をすることを行っております。学習プログラム等も確認し、出席扱いとする判断材料としております。また、訪問した後も連携を行いまして、民間施設からは出席状況等の報告書を提出いただくことで、出席のカウントや評価につなげるようにしております。連携先が増えるたびにこれを行い、支援の連携を行っているところでございます。

次に、県の補助制度についてでございます。

民間フリースクール等に通う経済的負担については、一定の基準はありますが、茨城県で支援制度が整えられております。その制度の周知をするとともに、保護者からの相談等に対応することができるというふうには考えております。県の制度は、フリースクールに対する運営補助と通う利用者に対する授業料等の補助がございます。授業料等の補

助につきましては、月額1万5,000円が上限となっているところでございます。

申請に当たっては、利用者が必要書類を整えまして、学校や市の教育委員会は介さずに、茨城県の教育委員会に直接提出する流れとなっております。その申請用紙等は、申請マニュアルと共にインターネットでも入手できるようになっております。

次に、民間フリースクールへの利用者への補助制度の近隣市町村等の状況でございます。

全国的にはいくつか例がございますが、茨城県においては、ただいまご説明した県の制度とつくば市以外では現在のところ見当たりません。

次に、つくば市の制度でございますけれども、県と同様でございますけれども、利用者支援については、県が経済的な事情がある世帯を対象としておりますけれども、つくば市はその制限がないということになっております。金額は、請願に記載されているとおりでございます。

こちらの導入の経緯でございますけれども、インターネットなどの報道によれば、不登校者の増加に対応するため、つくば市不登校に関する児童生徒支援検討会議が教育委員会内で立ち上げられまして、今後の支援を検討する中で、8つの支援策の中の一つとして始まったというようなことのようにございます。

このほかには、校内フリースクールの整備、専任職員の配置、スクールカウンセラーの増員などが支援策として打ち出されたというふうに報道されているところでございます。

最後に、今後の市の不登校対策についてでございますけれども、これは、市の限りある予算に関係するところになりますが、教育委員会としましては、可能であれば校内のフリースクールの環境整備を進めまして、例えば心の教室相談員の配置時間の増加や校内フリースクールへの常駐などによりまして心理的なサポートを拡大するなど、校内フリースクールの機能の拡大を図ることを優先的に行う必要があるというふうに考えております。

さらに、将来的には教員免許を有した人材の常駐によりまして、不登校児童生徒、あるいは様々な悩みを持つ児童生徒への心理面、学習面の支援に当たることができる環境のほうを目指してまいりたいというふうに考えてございます。

説明につきましては以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 説明が終わりました。

何か確認したいことはございませんか。

原田委員 何点かお伺いしたいんですけども、まず、不登校対策という言葉についても僕は非常に違和感を感じておりまして、伺った内容ですと、校内フリースクールの中で授業をタブレットで見たりとかすることができるとのことだと思うんです。それは結局、教室に入れられない子がいる場所。確かにそれで不登校の人数は減ると思います。学校に1秒でも来れば、もう登校というふうにカウントするのが学校だと思うので。ですので、実質的、数字的には不登校の数というのは減るかなと思うんですけども、私がお伺い

したいのは、校内フリースクールの中で子供たちの将来のために何かこういう取組とか、工夫した活動とか、そういうのってどういことをされているのかなというのを伺いしたいです。

副参事兼指導室長 お答えいたします。

校内フリースクールの中において将来的な関りという点においては、やはり子供たち同士の交流であるとか、大人との関りの中で人間関係を向上させるような力のために、先ほど申したソファや広いテーブルでの交流、あるいはゲームなども行いながら、その体験を積んでいます。あるいは、インターネットなどの利用もこれから今後必要となつてまいりますので、校内のG I G A端末を使いまして、インターネットの配信による例えばばらきオンラインスタディであるとか、NHK for Schoolであるとか、そういった学習のサイトを見ながら独自で学習をできるような力をつけているところです。

原田委員 ありがとうございます。

その子供たちの将来に様々な体験をとという観点でいくと、私はやっぱり民間のフリースクールのほうが可能性とか幅は広いのかなというふうに感じております。

もう一点、質問なんですけれども、将来的に校内フリースクールに教員免許を持った人を常駐させるようなことを考えていらっしゃるということだったんですけれども、今現在、やっぱりそもそも教員になる人が少ないと。教員免許を持っていても少ない。僕は茨城大学教育学部出身なんで、僕の当時は8割ぐらい教員になりましたけれども、今半分もいないと、教育学部卒業してもですね。そういった状況でもある中で、そもそも全国で教員不足となっていますね。茨城県の水戸市とかもそうですけれども、その状況の中でどれだけ具体的に常駐で教員免許を持っている人を確保できる、そのプランという具体的なものがありましたら教えてください。

学校教育課長 これは今すぐに常駐のためにできるかというのと、これは非常に難しいところだというふうに思っております、財源的なところも、市で独自に配置するとなりますとかがかりますので。将来的にというような言い方をしたのは、そういったごく短期的なことではなくて、そういった体制を目指していくというようなところで考えているところで、具体的にいつからというところまでは現時点では至っておりません。

副参事兼指導室長 教員免許を持った、有した人を確保するという点に関しては、ご指摘のとおりなかなか難しい現状ではございますが、校内フリースクールにおいては、いわゆる常勤として長時間の労働ではなく、時間が限られている非常勤として雇うことができると考えております。常勤にはなかなか応募は少ないところですが、非常勤であればやってもよいという人材は検討はつくところでございます。

鈴木委員 先ほど教員の方、免許を持っている方ということなんですが、不登校やひきこもり、不登校心理相談士などという方もいらっしゃると思うんですが、そういう方に入っていくというふうなことは検討はされていらっしゃるのでしょうか。

学校教育課長 今回の時点でそういった資格の方をというようなところは、具体的には検討しておりません。

以上です。

委員長 ほかよろしいですか。

富山委員 請願の方からあったんですけれども、今、那珂市の校内のフリースクール、そっちの先生の現状、そんなに今、多忙な現状なんですか。

副参事兼指導室長 市内の中学校においては、まず全部に校内フリースクールが設置してありますけれども、専任で加配を受けている学校は2つしかございません。ですので、ほかの3つの学校に関しては、生徒指導主事をコーディネーターとして、空き時間の先生が入っているといった状況です。

富山委員 あと、市内の民間の校外のフリースクールと連携していると言いましたが、どういふところがやられておりますか。

副参事兼指導室長 民間に関しましては、先ほど申したガイドラインのとおり連携を図っているところですが、学校を通じて報告を受けていて把握しているのは9団体、うち市内にあるのは7団体というふうに把握しております。そして、その通い方も、やっぱり個別で様々ですので、どれぐらい行っているとか、どんな内容をしているというのは、その民間のフリースクールから報告をいただくようになっております。

委員長 ほかよろしいですか。

副委員長 県の民間フリースクールへの補助制度があるとおっしゃいましたが、具体的にどんな形でどのくらいの金額を補助しているのか、分かる範囲でお願いします。

学校教育課長 こちら県のほうは、住民税の非課税世帯、あるいは要保護世帯、準要保護世帯である方を対象にしまして、月額が1万5,000円の上限ということでの補助となっております。

以上です。

副委員長 そうじゃなくて、フリースクールの経営側への補助がどうなっているか聞きたいんです。

学校教育課長 フリースクールの運営費というようなところにつきましては、年間100万円が上限というふうになってございます。

以上です。

副委員長 具体的な要件とかそういうのがあると思うんですが、それについては何か書いていないですか。

学校教育課長 補助対象となる経費につきましては、学習に係る教材、あるいは参考図書の購入費ですとか、体験活動に係るバスの借り上げ料、施設入場料、あるいは外部講師招聘のための謝金ですとか旅費、あるいは児童生徒が使用する施設の賃借料などが対象経費というふうになってございます。

以上です。

副委員長 そうすると、まさにその施設に固有の教官と言っているのかよく分からないんですが、指導者の費用は入っていないということですか。

学校教育課長 すみません、入っております、授業に要する経費のうち常勤職員に係る給料と手当も含まれております。失礼いたしました。

委員長 ほかよろしいですか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終了いたします。

暫時休憩します。執行部は退席をお願いします。

休憩（午前11時42分）

再開（午前11時42分）

委員長 再開いたします。

これより各委員より意見をお聞きします。

鈴木委員 私は、やはり不登校の方、ご本人もそうだし、ご家族の方のためにも、選択肢が広がる居場所をつくるということで、その手助けになるのであれば、行政で行うことではないのかなというふう、やることだろうと思っただけでも、ただ、今のこのまだ情報の中で、全て賛成にしても、じゃ市でお願いしますねってやるのが議員として、それが本当に真摯なことなのかということには、ちょっと立ち止まってもっと調査をして、皆様のご意見をもっと聞くことで、皆さんのご希望を市に伝えるということができないのではないかなというふうに思っています。

榊原委員 鈴木委員と同様になります。もちろん不登校のお子さんをお持ちの保護者、お子さんもそうだし、保護者もそうだし。私も実は4人子供を育ててきているんだけど、周りにもそういう子たちがいなかったわけではない、経験、もちろん聞いたこともあるし、相談を受けたことももちろんあります。ただ、ずっと継続して、僕、教育委員なんかもやってきた中でね、支援センターももちろん、市のいろんなところを見させていただいて、調べさせていただいてというところ、もちろん、先ほど話したとおりですが、校内フリースクールなんかも今年の4月から始まった、県の事業で始まったわけですが、那珂市、行政側としても非常にまだ整備しなければならない案件が物すごくやっぱり多いんですね。そういうところを踏まえて、もちろんこれ限られた財源の中でどういうふうにやっていくかということも加味した上で考えていけない案件なのかなというふうに私は認識しました。

以上です。

委員長 ほかよろしいですか。

(発言する者あり)

委員長 請願の説明者の方の説明と、それから学校教育課の説明に対しての意見。

富山委員 お気持ちすごく察するところでございます。本当によく分かります。

ただ、これ私思うんですけれども、つくば市も支援検討会議を経て、つくば市は支援に踏み切った、8つの支援策。これお金だけじゃないと思っちゃうんですよね、支援策って。支援策はお金も一つなんでしょうけれども、やるんだったら、これ委員会で本気でやるべきだし、これはすぐ簡単に決められる問題でもないですし、私はこれ継続して審査する案件だと思っております。本気でやるべき案件であると思っております。

以上です。

原田委員 今お話、執行部とかのも伺って、僕が一番感じるのは、危機感のなさというのを僕の中では感じます。この不登校って、2024年34万人ぐらいと言われてはいますけれども、11年連続で増加しているんですよね。子供が減っているのに不登校は増えているということで、割合としても増えていると。しかも前年、2023年に比べると15%も増加していると。プラス小中高生は1.4人ですかね、毎日1.4人は自殺しているという状況で、これはやっぱり今までの学校教育、行政がつくってきた結果だと思うんですよね。だから、ここは緊急で対応するべきだと思うんで、僕は執行部にこの請願を投げかけることで、今、危機感足りないなと思ったので、そこはあおって、動いてもらいたいというのが一番本音なんですけれども、ただ、皆さんもうちょっと慎重に考えたほうがいいかなということも今ご意見として伺ったので、不採択という形ではなくて、継続審議、委員会で継続してやっていくというのが今の時点で妥当かなというふうに感じました。

以上です。

副委員長 私も教育に関しては、幼稚園は行くの嫌だったし、小学校でも時期によっては非常に嫌な思いがあった。授業が嫌だったわけじゃないんですよね。やっぱり学級崩壊じゃないんだけど、ガキ大将みたいなのがいて、そういうのに従わないやつが嫌がらせを受けるみたいな、暴力行為も含めてですけれども、ありました。でも、我慢して行っていたんですよね。それは置いておいて、そもそも今の学校教育制度というのは、近代に入ってから、特に工場みたいところで働く人を養成するために安価に、安上がりですね、人をトレーニングするということが目的だったと思うんですが、実際にはそれにとどまらず、個人の生きていく道を広げるために役立ってきたと思うんです。

理想的には、場合によっては何ていうの、個人教師みたいなものがあるって、昔、ルソーがそういうのが理想だと言っていたんですよね。でも、そういうの無理ですよね。それはやっぱりコストと成果の兼ね合いを考えざるを得ない部分があります。

話を聞くまでもないことですが、不登校の原因というのはいろいろあるわけで、それに対する対応も必要だし、まず不登校を減らすことが大事だと思っています。とはいえ、それから漏れてしまう方々がいるということで、我が教育厚生常任委員会も真剣に考えなきゃならないかなと思いますので、原田委員と同じ意見ですけれども、単にこの請願を承認するかどうかじゃなくて、これを受けて、ちゃんと調査をする事項に加えていく

のがいいかと思っています。

以上です。

委員長 継続審査ということでご意見が出ましたので、お諮りしたいと思います。

請願第4号を継続審査とすることに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 全員賛成ということで、請願第4号は継続審査とすべきものと決定いたしました。

では、次の議案に進みたいと思います。

暫時休憩します。

休憩(午前11時49分)

再開(午前11時49分)

委員長 再開します。

保険課が出席をしました。

続きまして、議案第38号 専決処分について(那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

執行部より説明をお願いします。

保険課長 保険課長の横山です。ほか2名の職員が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、座って説明をさせていただきます。

議案第38号をご覧ください。

専決処分についてのご報告となります。内容は、那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例になります。

提案理由ですが、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令が令和7年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことに伴い、那珂市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

こちらの条例改正につきましては、市議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分により対応させていただいております。

次のページが専決処分書になります。

令和7年3月31日付の専決処分となっております。

3ページに改正条文、4ページから7ページに新旧対照表をつけております。

8ページをお開き願います。

那珂市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要でございます。

改正の理由につきましては、先ほど申し上げた提案理由のとおりでございます。

改正内容でございますが、第3条第2項及び第3項は、課税限度額の引上げに伴う改正でございます。国民健康保険税には基礎課税分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分の3つが含まれており、今回そのうちの基礎課税分の課税限度額が「65万円」から「66

万円」に、後期高齢者支援金等分の課税限度額が「24万円」から「26万円」に引き上げられます。

なお、介護納付金分の限度額に変更はございません。

また、第22条第1項につきましては、軽減判定基準額の見直しとなります。世帯主及び被保険者の総所得の合計が基準以下の場合に、国保税の軽減が該当になりますが、5割軽減の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を「29万5,000円」から「30万5,000円」に、2割軽減の対象となる所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を「54万5,000円」から「56万円」に引き上げます。

この改正によりまして、保険税の負担が軽減される方の範囲が広がることとなります。

なお、今回の改正に伴う附則として、この条例は、令和7年4月1日から施行し、改正後の条例の規定は令和7年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については改正前の条例を適用することを定めております。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 説明が終わりました。

何か質問はありますか。

(なし)

委員長 なければ、質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、討論を終結します。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第38号は原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

以上で、付託された執行部提出議案の審議は全て終了いたしました。

執行部の皆様、ご苦労さまでした。

暫時休憩します。執行部の皆様は退席をお願いします。

休憩（午前11時55分）

再開（午前11時56分）

委員長 再開します。

次に、議題ですけれども、議員と語ろう会について協議したいと思います。

6月4日に開催されました議員と語ろう会についてのご意見をサイドブックに掲載しております。

まず、意見や質問について対応方法を分類していきたいと思っております。

前回、那珂高校と語ろう会をやった内容をですね、今アップされておりますけれども、まず、いただいたものを意見や質問について対応を分類していきたいということで、①が意見・要望として承り、執行部に伝えるもの、②は質問内容について調査し、回答が必要なもの、③意見として聞くのみで対応しないものということで分けをしたいと思いますが、上から順番にいきますか。

1 番目、将来の就職や進学についてですけども、これについてはいかがですか。3 ですか。

(発言する者あり)

委員長 意見としてお聞きしましたということですね。

2 番目、進学に関して金銭的なことについてということで、親と話していますかという質問ですが、回答のほうについては、これも3ですね。

続きまして、3、那珂高校は通学しやすいか、コンビニなどないが、欲しいものはありますかということで、改善のところが、後台駅から歩いてくると暗いと、外灯が欲しいと。それから、118号の水戸・那珂間が狭いと、暗いということがありました。これについては、1 番ですね。

次、4 番目、義務教育でどんなことを学べたらいいでしょうかね、進路はいつ頃決めましたかという問いにつきましてはいかがでしょう。

(発言する者あり)

委員長 じゃ4 番目も伝えるということですね、3、4ですね。

次、5 番目、学校以外に関心のあることはどうやって学んでいますかということです。これはユーチューブやらいろいろ。これは3で、お聞きしましたということですのでよろしいかと思います。

次、6 番、漫画や読書、漫画は読んでいますか、あるいは読書の習慣はありますかということです。これは3 番ですね。

最後、日本の将来は明るい暗いかということで、将来について伺いました。これも3 番ですね。

では、3 項目、生徒からの要望3 番目、それから4 番目、義務教育についてと、これは執行部にお伝えしたいというふうに思います。

これについては、今回、議員と語ろう会でいただいたご意見につきまして、ホームページ等の掲載をいたしますと。また、執行部に伝えるものは、次の議員と語ろう会の意見を合わせて提出をいたします。

正午になりましたけれども、続いて、委員会を継続してよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 では、続けさせていただきます。

次に、2 回目の議員と語ろう会についてですけども、また相手先を探さなきゃいけま

せんので、これについては。

鈴木委員 先ほども請願であったように、不登校の保護者の方だったりとか、あとは施設の方はどうかちょっと悩んでいます、そういったことのお話を聞けるような形の議員と語ろう会がいいのではないかなと思っております。

委員長 先ほど請願については継続審査ということなので、いずれにしても調査をやっていくということで、お答えするというで申し上げましたのでね、その辺はやって行ければなというふうに思います。

榊原委員 僕、包括支援の方とね、会議に参加させていただいているんですけども、介護系の方に聞くと、結構、切実な話が出てきます。ですので、そういうところもちょっと案の一つとして入れておいていただけますと。

委員長 今、榊原委員のほうからは包括支援センターの職員の方、もしくは関係者の方と懇談を、語ろう会をやってみたいということでもあります。

ほかはありますか。

(なし)

委員長 なければ、その2つ、ちょっといずれにしても先方のご都合がありますので、それを踏まえながら今後、語ろう会の相手ということでやっていきたいというふうにしたいと思えます。

詳しくまた分かりましたら、お知らせしたいと思えます。日程等については、また決定次第、ご連絡いたします。

次に、調査事項についてでございますけれども、現在、7月予定で武蔵野市の学校給食センターへの施設が予定をしております。集合時間等については決定次第、ご報告いたします。有意義な視察としたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

その後のスケジュールということで、今日は請願事項のフリースクールについてということで調査を今後していかなくてはなりませんので、この学校給食については11月ぐらいまでに調査終了とし、執行部に要望書の提出をしたいと考えておりますので、そのため今後またいろいろお聞きすることもございますので、皆様方の要望を聞いて、最終、まとめていきたいというふうに思えますので、準備のほうをよろしくお願ひしたいと思えます。

それから、請願の調査については、また後ほど、タブレットでちょっとお聞きしたいと思えます。

それから、最後ですが、最後の前ですね。台南市の訪問についてということで、前回、全員協議会からも、その場でも、今年からは3年間かけて、当委員会から全員行くということでお話がありましたので、まず今年ですけれども、10月16日から21日の中で3泊4日で予定をしております。教育厚生常任委員会から2名ということですので、一応、正副で話をしましたけれども、一緒にどうと、今年は私とどなたか行って、来年は副委

員長とどなたか行けばという案がありましたので、それでいかがですか。今年でまた私とどなたか1名、行きたい方、手を挙げて。

(発言する者あり)

委員長 じゃ原田委員と私ということで決めさせていただいてよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 本日の審議は全て終了いたしました。

委員より何か。

原田委員 すみません、その他の事項で、今、サイドブックスのほうに上げていただいたんですけども、国に対する意見書の提案として、教育厚生常任委員会のほうで上げられたらなという提案であります。

内容としては、ざっくりと申し上げますと、給食費の無償化というのが今後進んでいくかなというのが国の方針でもあるかなと思ひまして、ただ、そこにおいて、やっぱり物価高騰とか、そういった人件費の高騰とかもあって、給食の質が低下してしまったんでは困るという思いで、例えば福岡市のほうでちょっとニュースというか話題にもなっていましたけれども、鶏の空揚げ1個しかおかずがなかったみたいなのが最近あたりもしたかなと思うんですけども、そういうことがないように、ちょっと那珂市も味つけのりしかおかずがないというときしかあったりしたので。でも、こっちの煮物とかが一緒にありましたけれども。なので、そういったところをしっかりと保障していただくということで、給食費の無償化の実施に当たっては、質が低下することのないよう国による適切な制度設計と十分な予算措置を講じていただくということ、あと地産地消の推進とか食育の充実、有機食材の使用拡大など、質の高い給食を安定的に提供できる体制を構築することですね。

この有機食材というのは、那珂市もこれから力を入れてやっていきたいというふうにも言っているの、そこもですね。これは国に対してですけども、学校給食からだ、また身近になりますし、あと3つ目は、これはやっぱり不登校の子とかにも給食無償化の恩恵が及ぶように柔軟かつ実効性のある新制度というのも整備していただくという要望を提出というのを提案いたします。

以上です。

委員長 ただいま原田委員より、学校給食についての意見書提出について説明がありました。

こちらについて、委員会としてどのようにするか、皆様のご意見を伺います。

富山委員 本当に、原田委員のこの意見書をどうこう言うつもりないんですけども、今まさにうちの教育厚生常任委員会でやっていることがこの部分かなって。ここでこの意見書を出すことが果たしてそれが、我々もまた別に意見書を出さなくちゃならないし、別にこれを作成しようって、まさに今、委員長が11月にこれを作成しようと言っているのがここに出てきたというのが今、私の感想なんですけれどもね。

副委員長 国に出す要求ですよね。そうすると、ちょっと僕は疑問に思っているのは、例えばあたかも国にお金を出すことによって、その枠に縛られた給食になってしまうような表現に見えちゃうんですよ。だから、国が幾ら出したって、それにプラスして地方自治体がしっかり対策する、そういう独自性が当然あるものだと思っています。だから、単純に無償化をしっかりとやれというのなら簡単で分かるんだけど、ここまで要求しているのって正直疑問に思うんです。

有機栽培とか有機農法を使った食品を求めるのは、当然、お金がかかるわけですよ。だから、どこまでやるのという話があって、那珂市だって、全面的には絶対できていないんです。減農薬程度です。それも一部に入れるだけ。だから、そういう状況で、ちょっと国に対する要求は違うんじゃないかなと。

我々だったら、市というのは身近な存在だから、この程度にずっと入れろとか、そういうのを何ていうの、斟酌状況を相談しながらやりますよね。でも、国は一律だから、そこはちょっと違うんじゃないかなと、個人的に思っています。

ただ、方向としてはね、間違っていないと思うんですが、実際、我々が食品買うときだって、限られているわけですよ、例えば有機栽培とか。私は個人的にはね、うちの妻が半分有機的な農業をやっている人と毎週契約してもらっているし、物を買うときに、シイタケなんか買うのに、中国産は使わないようにしているんだよね。だから、分からなくはないんですけれどもね。でも、社会一般がそうあるわけじゃないということを考えたら、ちょっとここまで要求するのは行き過ぎかなと正直思っています。

以上です。

委員長 ほかないですね。

それでは、当委員会からの意見書ではなくということになりますので、国に対して意見書を提出するというのはやめましょうということになりますんで、ぜひその辺は……。そういうことでよろしいでしょうか。委員会としてはそういう判断になります。

あと、個人で出される場合については、全員協議会という場もありますので、そちらでお諮りのほうをいただければというふうに思います。

以上で、本日の審議は全て終了いたしました。

以上で教育厚生常任委員会を閉会といたします。長時間お疲れさまでした。

閉会（午後0時11分）

令和7年8月18日

那珂市議会 教育厚生常任委員会委員長 寺門 厚